



家族の介護・世話をする“ケアラー”を支える社会

進む高齢化、介護者を支える社会へ

「85歳の夫の首をしめ、77歳の妻が逮捕。介護疲れか。」

このようなニュースに触れると、心が重くなります。残念ながら老々介護にまつわる悲しい事件は後を絶ちません。65歳以上の高齢者が全人口の25%を超え、4人に1人が高齢者の我が国では、要介護・要支援者は令和3年6月末で約690万人と、この10年で200万人近くも増加しました。家族や身近な人の介護や世話をする介護者も増加し、また年代も多様化しています。

介護の苦悩が社会問題となる中、令和2年3月、埼玉県では全国に先駆けて介護者支援に関する条例、「埼玉県ケアラー支援条例」が制定されました。埼玉県議会は、こ



れまでも多くの条例案が議員提案により可決し制定されていますが、本条例もその一つです。

条例名に使用されている「ケアラー」とは、家族や身近な人に対して、無償で、介護、看護、日常生活上の世話等を行う人々のことを指します。本条例は、介護者、すなわちケアラーが、個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的として、基本理念、自治体の責務や住民・事業者・関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等を規定した全国初の条例です。

ヤングケアラー支援、埼玉から始まる



画像引用：厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

「埼玉県ケアラー支援条例」においては、18歳未満のケアラーを「ヤングケアラー」と定義し、ヤングケアラー特有の課題に対応していることが画期的です。第3条の基本理念では、ヤングケアラーに関する3項を特別に設け、第8条では、ヤングケアラーが抱える課題として教育の機会確保を念頭におき、ヤングケアラーが学校教育を受けられているかなどを確認し、支援の必要性を把握することを、学校の努力義務と規定しています。

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたち、ヤングケアラーはどのくらいいるのでしょうか。令和2年度の厚生労働省調査では、「家族の中にあなたがお世話している人がいますか」という質問に、「いる」と答えた中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%、定時制高校2年生は8.5%となっています。また、「いる」と答えた人の半数近くが「ほぼ毎日」世話をしていると回答し、1日あたり世話に費やす時間については、中学2年生は平均4時間、全日制高校2年生は平均3.8時間という結果になりました。私にとってこの調査結